

全板国保

各種のお知らせ

(前号からの続き)
5月22日 国保組合東京協議会(オンライン) 田中事務局長
5月27日 第76回全国建築板金業者北海道大会
西田専務理事・田中事務局長・藤川職員・二宮職員
6月24日 監事会(板金会館)
6月25日 国保組合東京協議会(オンライン) 田中事務局長

全板国保日誌

8月分保険料 口座振替日のお知らせ

口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。
保険料は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。

8/28(金)



令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます



高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

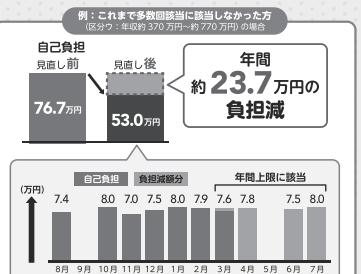
長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。
※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて 高額な医療を受けた方



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当**
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特別(70歳以上で現役並み以外の方)**
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村(国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今国の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働コールセンター
☎0120-617-111
においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入が80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)

なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

産前産後期間(4ヶ月分)の 国民健康保険料が免除されます！

対象

- 出産予定または出産された当国保組合被保険者が対象です。
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。

国民健康保険料の免除対象期間

- 出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎妊娠				出産予定月		
多胎妊娠				出産予定月		

※多胎妊娠の場合は出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

免除を受けるには届出が必要です

- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

免除方法

- 免除対象期間の保険料請求額から免除額を控除、または納付した保険料を還付します。
(具体的には全板国保から送られる保険料免除決定通知書でご確認ください。)

届出に必要な書類

- ① 全板国保ホームページから「産前産後期間の保険料免除措置届出書」をダウンロードしてください
- ② 出産される方、出産予定日、単・多胎妊娠の別が確認できる母子健康手帳等の写し
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

- 全国板金業国民健康保険組合都道府県支部



ご出産されたご家庭へ プレゼント！



～ご出産されたご家庭に、育児冊子と記念品をお贈りします～

楽しい育児情報がいっぱい

全板国保の読者の方から
感想が寄せられています♪

ママとパパと一緒に読めるのが素敵です
手軽で読みやすいです

SNS社会の中で冊子で読む情報は信憑性があり
参考になります
定期的に送ってくるので
助かります

↑ 0歳は毎月送付

※年に1回対象年齢の別冊が付きまます！

↑ 1歳を過ぎたらこちらを
3歳まで3ヵ月毎に送付

★記念品のお申し込み方法

※初回の育児冊子に封入されたハガキでお申込みください



～ AかBをお選びいただけます～

★出産育児一時金の申請があった方にお送りします。
★ご不明な点は支部へお問い合わせ下さい。